

各 部 局 長 様

企 画 県 民 部 長

平成 21 年度の予算編成について

阪神・淡路大震災からの創造的復興のため、巨額の負担を余儀なくされた本県財政は、大きな歳入歳出の不均衡が生じており、加えて、三位一体改革による行き過ぎた地方交付税の削減や地方債発行の抑制などにより、極めて厳しい状況に陥っています。

そのうえ、世界的な原油・原材料価格の高騰や米国のサブプライムローン問題に端を発した国際金融不安が実体経済に広範な影響を及ぼし、本県の経済情勢は減速感を増しています。

9月に緊急対策を実施するとともに、国の経済対策に伴う補正予算を編成したところですが、引き続き、県内の景気動向を注視し、さらなる対策について適時適切に検討していく必要があります。

あわせて、財政の健全化を図りながら、少子高齢社会や人口減少社会の到来を見据え、県民一人ひとりの生活の充実と地域の活性化を図ることが、これからの兵庫づくりの目標です。

そのためには、将来にわたって県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政構造の基盤を確立することが必要であり、このたび、「新行財政構造改革推進方策」(新行革プラン)を策定し、県議会の議決を得て、平成 30 年度までの改革の枠組みを定めたところです。

今後の財政運営は、新行革プランに基づき、着実な改革の取組みの推進と適切なフォローアップのもと進めていかなければなりません。

平成 21 年度当初予算の編成にあたっては、各部局において、こうした趣旨を十分に理解のうえ、下記事項に留意して取り組まれるようお願いいたします。

記

I 本県の財政環境

1. 平成 20 年度の財政運営

(当初予算の編成)

平成 20 年度当初予算は、きわめて厳しい財政状況のもとで、第一次新行革プランに基づき、着実に改革を実施するとともに、限られた歳入の中で、施策の「選択と集中」を徹底して歳出の重点化を図ることで、前年度を大幅に下回る水準に歳出規模を抑制し、プライマリーバランスも 18 年ぶりに黒字化した。

しかしながら、改革を行ってもなお約 1,200 億円の収支不足が見込まれるため、財政フレームの一定枠内での財源対策を講じ、ようやく編成し得たものであった。

(年間収支見込み)

年度半ばとなる現時点で年間収支を見込むと、普通交付税について当初予算見込みを上回る額を確保したものの、県税収入については、原油価格の急騰等を要因とした企業業績の急速な悪化に伴い法人関係税が前年度を下回る状況にあり、個人県民税配当割についても、世界的な株価低迷などを反映して大幅な減収となることが見込まれることなどから、当初予算計上額を確保することは厳しい状況にある。

このため、最大限の税収確保に取り組むことはもとより、減収補てん債の活用を図るほか、事務改善や事務的経費の節約など、効率的な行財政運営に取り組む必要がある。

[参考]平成 19 年度決算での主な財政指標

- ・プライマリーバランス ▲ 3 5 6 億円の赤字 (⑱▲ 1 4 9 億円)
- ・財政力指数 0. 5 9 1 (⑱ 0. 5 3 2)
- ・経常収支比率 1 0 3. 5 % (⑱ 9 6. 4 %)
- ・財政健全化判断比率

判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	(実質黒字) [0. 007%]	(連結実質黒字) [2. 3%]	20. 2% [全国ワースト 2 位]	361. 7% 震災影響除き [272. 3%] [全国ワースト 1 位]
早期健全化基準	△3. 75%	△8. 75%	25. 0%	400. 0%
財政再生基準	△5. 0%	△15. 0%	35. 0%	

(緊急経済対策の実施)

現下の厳しい経済情勢を踏まえ、県民の生活不安を確実に受け止め、安全・安心を確保するため、本年 9 月に既定予算を活用して緊急対策を実施するとともに、国の経済対策に対応して総額 498 億円にのぼる補正予算を編成した。

引き続き県内の景気動向を注視し、さらなる対策について検討する。

2. 平成 21 年度の財政見通し

(経済見通し)

我が国の経済は、当面、世界経済が減速するなかで、下向きの動きが続くとみられており、アメリカ・欧州における金融危機の深刻化や景気の一層の下振れ懸念、株式・為替市場の大幅な変動などから、景気の状態がさらに厳しいものとなることが懸念されており、そのなかで、本県経済も減速している。

(本県の財政見通し)

こうした経済情勢のなかで、平成 21 年度の県税収入の確保は、本年度よりもさらに厳しさを増すものと考えられる。また、地方交付税についても、総務省が作成した平成 21 年度地方財政収支の 8 月仮試算（国の 21 年度概算要求基準等を前提に作成）においては、計数は仮置であるが、平成 20 年度と比べ $\Delta 3.9\%$ ($\Delta 6$ 千億円)となっている。

平成 21 年度の財政フレームにおいては、改革を行ってもなお約 1,005 億円の収支不足が生じ、特別な財源対策を講じざるを得ないものと見込んでいるが、こうした厳しい歳入環境に加え、歳出面においても公債費、介護給付費県費負担金等の義務的経費の増加が見込まれることから、収支不足が一層拡大することも懸念される。

II 平成 21 年度予算編成の基本方針

(基本的な考え方)

平成 21 年度は、再生に向けスタートを切った兵庫県政として、行財政構造改革の取り組みを着実に進めるなかで、兵庫の将来像を確実に見定め、元気の創出、生活の質の向上、交流の促進、家庭と地域の再構築、安全・安心の確保など、地域課題の解決や地域の個性と特色を生かした兵庫づくりに県政をあげて取り組むことを基本とし予算の編成を行う。

(予算編成の基本方針)

- ①新行革プランに基づく行財政構造改革の着実な推進
- ②行財政全般にわたるゼロベースからの見直しと「選択と集中」の徹底
- ③現下の経済・雇用情勢に即応した機動的な施策展開
- ④少子高齢、人口減少社会における新たな地域課題への対応
- ⑤地域の個性と特色を生かした地域づくりの推進
- ⑥組織再編、事務事業の見直し、業務執行方法の改善等による定員削減
- ⑦県税収入や県営住宅使用料等の税外収入、県有資産の売却、ネーミングライツの活用など
自主財源の最大限の確保

[参考]

(財政フレームにおける財政指標[見込み])

(単位：%, 億円)

項目	H19 決算	H20 当初予算	H21 計画
収支不足額	△1,447	△1,195	△1,005
プライマリーバランス	赤字(△356)	7	500
県債発行額	2,131	1,928	1,557
県債残高	33,591	34,334	34,034
県債管理基金取崩額	465	450	375
新規施策財源	-	10	20
実質公債費比率	20.2%	19.9%	21.1%
将来負担比率	361.7%	363.3%	371.0%
経常収支比率	103.5%	102.7%	101.4%

Ⅲ 予算要求基準

新行財政構造改革推進方策で試算した平成 30 年度までの財政フレームに基づき、平成 21 年度の予算要求枠を次のとおり設定する。

なお、県税収入が財政フレームに比べ落ち込み厳しい状況になることが見込まれることから、予算編成過程において、平成 21 年度地方財政計画の反映等による交付税や県税収入等歳入の大幅な減少、福祉関係経費等義務的経費の大幅な増加が見込まれる場合は、さらなる見直しを行うこともありうるので、留意すること。

1. 一般事業枠 平成 20 年度当初予算充当一般財源額の 97% の範囲内

(参考)平成 20 年度当初予算における見直し

- (1) 一般事務費の削減
 - ・旅費、需用費等一般事務費を平成 19 年度当初予算額の 70%水準に抑制
- (2) 施設維持費の抑制
 - ・庁舎、公的施設等の維持管理費を平成 19 年度当初予算額の 85%水準に抑制

2. 新規事業枠 平成 20 年度当初予算一般事業枠一般財源額の 6% の範囲内

3. 個別事業枠 行財政構造改革の取組みを踏まえた所要額

(対象経費)

人件費、公債費、税交付金・還付金、債務負担行為設定事業
法令等に基づく義務的経費、新行財政構造改革推進方策掲載事務事業
特別会計等への繰出金、全額国庫・特定財源事業、その他指定事業

4. 投資事業枠

- (1) 公共、直轄、その他の国庫補助事業

行革投資フレームに基づいた平成 21 年度の投資事業費総額の範囲内で、別途定める額

- (2) 県単独事業

行革投資フレームに基づいた平成 21 年度の投資事業費総額の範囲内で、別途定める額

(3) 災害復旧事業

所要額

[行革投資フレーム]

①国庫補助事業

(単位：億円)

区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24～30
事業費総額	1,520	1,340	1,270	1,230	1,200	1,200/年
対前年比	—	88.2%	95%	97%	98%	100%

②県単独事業

区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26～30
事業費総額	1,276	1,040	880	810	760	730	700	700/年
対前年比	—	81.5%	85%	92%	94%	96%	96%	100%

[補助事業+単独事業]

区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26～30
事業費総額	2,796	2,380	2,150	2,040	1,960	1,930	1,900	1,900/年
対前年比	—	85.1%	90%	95%	96%	98%	98%	100%

IV 各分野における基本的な留意事項

1. 行財政全般にわたる徹底した評価・点検、見直し等改革の推進

新行財政構造改革推進方策に基づき、事務事業、投資事業、組織・定員、公的施設、試験研究機関、公社等行財政全般にわたって、引き続きゼロベースでの評価・点検、見直しを進め、改革を着実に実行すること。

このため、個々の事業毎に、人件費も含めたトータルコストの算出、事業の活動・成果指標の達成状況の点検を通じて、事業の必要性、有効性、効率性を評価し、廃止、縮小、統合、終期設定等の見直し方針を設定すること。

また、職員提案、政策課題研究グループ、事業化テストなど、職員の自発的な取り組みにおける創意と工夫のある提案について、施策への積極的な活用を図ること。

(1) 事務事業

ア. 政策的経費

①継続事業

スクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、地方財政措置や他府県の実施水準、国制度の動向等を踏まえた施策の水準の見直し、受益と負担の適正化、県と市町・民間との役割分担等の観点から見直しを進めること。

(見直しの視点)

- ・地方財政措置を上回って本県独自に措置している事業について、必要性が低下している場合、地方財政措置の水準まで抑制
- ・他の地方公共団体の実施水準より著しく均衡を逸している事業について、他団体の水準までの縮小
- ・国制度の充実に伴い本県独自措置の必要性が低下した事業について、本県独自措置の水準を縮小
- ・特定の個人に対する給付について、関連制度等との均衡を考慮し給付と負担を適正化
- ・県民を対象とした講座、セミナー等について、民間の類似事業と比べ負担が不均衡となっているものは受益者負担を適正化
- ・地域団体やNPO、ボランティアグループ等の活動分野の拡大を踏まえ、民間の自主的、主体的な活動に委ねるべき事業は廃止・縮小
- ・市町に対して、地方財政措置の充実が図られた事業、先導・奨励的な補助金で所期の目的を達成した事業、中核市・特例市などの市町の機能が強化されたものについては、県補助金を見直し

②新規事業

必要性、緊急性など各施策の優先度を見極めながら、県政課題に的確に対応する施策に重点配分を行うこと。

特に、少子高齢社会や人口減少社会の到来に伴う大きな時代潮流の中で、地域課題への対応、地域の個性と特色を生かした新しい兵庫づくりに向けた施策の構築を図ること。

(「元気で安全・安心な兵庫」をめざす県政の基調)

- ①ひょうごの元気の創出
- ②生活の質の向上
- ③交流の促進
- ④家庭と地域の再構築
- ⑤安全・安心の確保
- ⑥参画と協働の推進

イ. 施設等維持費

①庁舎、公的施設等の施設維持費

複数業務一括契約、長期継続契約の導入などの契約の工夫、保守点検、清掃、警備等の委託契約仕様の見直しなど、施設維持費の抑制に向け見直しを進めること。

②庁内情報システム

特定業者に依存した保守料の設定、システムの統合・連携の不十分、業務の見直しがなされないままの安易なシステム構築などの課題を踏まえ、業務・システムの一体的な見直しを進めること。

ウ. 事務的経費等

本年 4 月に設置した「事務改善等推進本部」のもとで、①事務執行の簡素化・効率化など仕事の進め方の見直しや事務事業の統合・廃止など仕事量の縮減、②事務的経費の節約など、全庁挙げて事務改善・経費節約の取組み（別紙一覧）を推進していることから、その取組み内容を具体的に予算に反映させること。

(2) 投資事業

ア. 投資事業費総額

国の構造改革や地方財政計画の動向、他府県の投資規模等を勘案し、国庫補助事業については平成 23 年度まで、県単独事業については平成 25 年度まで、投資事業費総額の段階的削減を行うこととしており、平成 21 年度についても、これを踏まえた投資事業費総額の範囲内とすること。

イ. 社会基盤整備

各年度における投資事業費総額のなかで、「つくる」から「つかう」の視点を基本に、既存ストックの有効活用や事業評価の厳格な運用を行い、県民生活の安全と安心の確保、多彩な交流の促進、少子高齢社会や老朽化する既存ストックへの対応など、県民ニーズ、地域の実情を踏まえた整備に重点化を図ること。

なお、平成 20 年 5 月 13 日に閣議決定した「道路特定財源等に関する基本方針」を踏まえた国予算の動向を注視し、適切に対応すること。

ウ. その他投資事業

次の進捗調整基準を踏まえつつ、重点的・効率的な整備を進めること。

[進捗調整基準]

- ・平成 19 年度で「計画（構想）」段階の県施設は、平成 26 年度以降に着手を延期
- ・平成 19 年度「設計」段階の県施設は、建設着手を 3 年凍結
- ・平成 19 年度で既に工事着手している県施設は、計画どおり実施

(3) 組織・定員

ア. 組織

平成 20 年 4 月に実施した本庁の部の再編、局・課・係の統合再編に続き、平成 21 年 4 月に実施する県民局再編、事務所の統合再編に向け、簡素で効率的な組織整備を進めること。

また、附属機関等の新設の抑制、統廃合の推進、運営の合理化を図ること。

①本庁組織

政策課題への的確な対応、事務の執行や手続きなど仕事の進め方の見直しを踏まえ、本庁組織の構成についても引き続き見直しを図る。

②県民局の再編

- ・ 5 部及び担当参事の廃止など、本局組織を抜本的に簡素・合理化
- ・ 企画調整機能を担う室（総務室・県民室）の設置
- ・ 県民局の総合性の確保のため、県民局政策会議の設置
- ・ 地域課題に的確に対応するため、県民局毎の地域特性を考慮した組織体制の検討

③事務所の統合再編（111 事務所→71 事務所[△40]）

- ・ 原則 1 圏域事務所へ統合再編
- ・ 地域事務所の設置

所管区域面積が広大又は事業量が多い地域に限り、圏域事務所に加え、地域事務所を設置。健康福祉事務所は、国の保健所設置指針を上回る地域に、地域事務所を配置

- ・ 再編に伴う県民サービスの確保
（保健支援センター）

統合再編される健康福祉事務所にかえて市町保健センター等に設置
（地域普及所）

統合再編される農業改良普及センターにかえて J A 営農指導センター等に設置

（事業所及び業務所）

統合再編される土木事務所を一部の事業の工事設計・施工・監理等を行う「事業所」と道路パトロール業務等の拠点となる「業務所」に再編

[再編内容]

事務所名	現行	再編後
県税事務所	17	11
健康福祉事務所	25	14
農林水産振興事務所	12	11
農業改良普及センター	22	13
土地改良事務所	11	8
土木事務所	22	13
その他	2	1
計	111	71

* 県民局分室(3分室)は廃止

イ. 定員

平成 20 年度から平成 30 年度までの間に、一般行政部門の職員数を概ね 3 割削減することとし、特に、団塊世代の退職時期である前期 3 ヶ年（平成 20～22 年度）に削減総数の 1/2 となる概ね 1.5 割の削減に取り組むこととしている。このため、今年度については一般行政部門で約 330 人の定員削減を行ったところである。

来年度に向けては、退職者数が昨年度より約 110 人増加する見込みであるが、採用数については今年度と同様に必要最小限の数にとどめていることから、今年度以上に厳しい見直しを行っていく必要があるため、次の視点を踏まえ、徹底した定員削減を進めること。

- ①上記記載の徹底した組織の見直し
- ②事務事業の徹底した廃止・縮小・整理及び執行手法の簡素・合理化
- ③内部事務の執行や決裁手続きなど仕事の進め方の改善
- ④外郭団体への派遣職員の見直し
- ⑤各種団体、NPO、NGO 等との協働及び民間委託の推進
- ⑥市町合併の進展等を踏まえた市町への権限委譲や市町との事務の共同処理の推進
- ⑦本庁から地方機関への権限委譲、地方機関の権限の本庁への集約など、本庁・地方機関の役割分担の見直しによる事務の効率化
- ⑧公的施設の管理運営の効率化、指定管理者の導入
- ⑨試験研究機関の研究課題の厳選による業務縮減、執行体制の効率化
- ⑩現職職員に替えたOB職員の活用による業務執行体制の効率化

特に、OB職員については、団塊の世代の大量退職時期を迎え、技術やノウハウの継承と効率的な業務執行体制の確立の観点から、再任用（特に短時間勤務）、非常勤嘱託員等による積極的な活用を図ること。

新規の事業について、例外的に、やむを得ず増員が必要とされる場合においても、事務執行方法の工夫等について徹底した検討を行い、その上で必要なものみに限定すること。その場合でも、原則として、各部局内でスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、再配置により対応すること。

（4）公的施設

ア. 施設の移譲等

施設の利用状況や市町における施設整備、県と市町との役割分担等を踏まえ、市町への移譲又は移管を行う施設について、関係機関との協議・調整を進め、協議が整わない場合は原則として廃止すること。

[参考]

(新行革プランにおける市町移譲対象施設[所在地])

- ・たんば田園交響ホール [篠山市]
- ・但馬全天候運動場 [養父市]
- ・神陵台緑地 [神戸市]
- ・明石西公園 [神戸市, 明石市]
- ・西武庫公園 [尼崎市]
- ・北播磨余暇村公園 [多可町]
- ・東はりま日時計の丘公園 [西脇市]
- ・笠形山自然公園センター [多可町]
- ・淡路香りの公園 [淡路市]

(民間ノウハウ活用対象施設)

- ・フラワーセンター[加西市]

イ. 施設の廃止等

施設を取り巻く環境の変化等を踏まえ、廃止や他用途への有効活用を図ること。

- ・人と防災未来センター
(「ひと未来館」を平成20年度末で廃止し、防災展示の充実、国際的な防災・環境関係機関の拠点として活用)
- ・県庁周辺の貸館・会議室等の集約による余剰施設の売却 等

ウ. 指定管理者制度の推進

公の施設としての公共性、利用の公平性、運営の安定性の確保に支障がなく、民間事業者のノウハウを活用することにより、効率的で質の高い管理運営が期待できる施設は、公募により指定管理者を選定すること。

エ. 運営の合理化・効率化

施設の人件費、運営費に加え、整備費を含めたトータルコスト分析や利用者数等を勘案して、施設の管理運営状況を評価し、運営の合理化・効率化を図ること。

(5) 試験研究機関

ア. 業務の重点化と組織の統合再編

大学や民間企業との連携を図りながら、県民等のニーズに直結する実用性の高い研究や成果普及等へ業務を重点化するとともに、組織の統合再編や産学官連携による共同研究などにより、弾力的・効率的な運営体制を整備すること。

(組織の主な統合再編)

- ・健康環境科学研究センターの再編
- ・農林水産技術総合センターの内部組織の再編

イ. 外部資金の積極的獲得

外部資金の積極的獲得等による機動的な研究活動など運営の効率化に取り組むこと。

ウ. 効率的・効果的な運営手法の拡充

業務の数値目標の設定、研究課題の追跡評価、行政コスト計算書の作成などにより、効率的・効果的な経営手法の拡充を図ること。

(6) 公社等

社会経済情勢の変化等を踏まえ、公社等が担う行政サービスの必要性を検証し、団体の統廃合や、事業や体制の抜本的な見直しによる経営の自立化、経営改善の促進、県の財政支出・人的支援の見直しを図ること。

また、各公社等において、新行革プランに示す改革内容や収支見通し等の達成に向けた具体的見直しを進めること。

ア. 団体の廃止・統合

設置目的の達成等により設置の必要性が低下した団体は廃止するとともに、統合により効率的・効果的な運営が期待できる団体は、統合を行うこと。

(団体の廃止)

- ・(株)おのころ愛ランド(平成 20 年度清算)
- ・(財)兵庫県自治協会(平成 20 年度末廃止)

(団体の統合)

- ・(財)ひょうご環境創造協会と(財)兵庫県環境クワイエットセンター
- ・(財)兵庫県まちづくり技術センターと(財)兵庫県下水道公社
- ・(財)淡路花博記念事業協会と(財)淡路 21 世紀協会

イ. 事業や体制の抜本的な見直し

引き続き存続する団体については、団体が担っている県の事業等を見直すとともに、事業執行の効率化やOB職員の活用により、県の財政支出及び派遣職員の削減を図ること。

①事務事業の見直し

平成 30 年度までに公社に対する県の一般財源支出を平成 19 年度比で約 35%縮減していくことを踏まえ、事務執行の効率化等に取り組むことはもとより、県からの委託事業や補助事業も含めた全事業について、県民ニーズや民間との役割分担を踏まえながら公社として担う必要性を検証し、すでに役割を終えた事業等は廃止、見直しを行うこと。

②組織・人員体制の見直し

新行革プランの下記方針を踏まえ、事務事業の見直し、事務執行の効率化、OB職員の活用等を図ることにより組織・人員体制を見直すこと。

- ・ 県派遣職員：改革期間の前期3カ年(H20～22)において、概ね25%削減
- ・ プロパー職員：県の一般行政部門に準じ平成30年度までに概ね30%削減

③給与の見直し

役員報酬や職員給与については、県に準じた見直しを行うことを基本とし、平成20年4月から給料や期末・勤勉手当の減額等を行っているところであるが、特に、収益部門等については、独立採算性を確保する観点から引き続き見直しを検討すること。

(7) 公営企業

ア. 企業庁

「企業庁経営ビジョン」の具体的行動計画である「総合経営計画」の後期計画(平成20～25年度)を策定し、改革の取組みを着実に推進すること。

①地域整備事業

平成30年度末分譲進捗率約90%を目指し、既開発団地の分譲を促進するとともに、新規開発の抑制、事業進度の調整及び工事コストの縮減等費用の抑制により経営の健全性を確保すること。

②水道用水供給事業・工業用水道事業

料金収入の確保、工事コスト縮減等費用の抑制により、黒字経営の継続及び企業債残高の削減に取り組み、経営の健全性を維持すること。

③電気事業

電気事業法の改正により、県が卸電気事業者とみなされる経過措置が終了し、電気事業者との現在の契約が満了する段階での廃止に向け、検討を行うこと。

イ. 病院局

県立病院を取り巻く環境の変化やこれまでの取組みの結果明らかになった課題を踏まえ、「病院構造改革推進方策」(平成15年度策定)の見直しを行うとともに、公立病院改革ガイドラインに基づき「県立病院改革プラン」(平成21～25年度)を策定し、改革の取組みを着実に推進すること。

①自立した経営の確保

平成28年度における病院事業全体での当期純損益の黒字化を達成するため、より一層の収入の確保及び費用の抑制を行うなど、経営改革を推進すること。

②運営体制・基盤の確立

医療サービスの水準を維持しつつ、職員給与費の抑制による病院運営の一層の効率化を図るため、定員・給与の見直しを進めること。

また、自立した経営基盤の下でより良質な医療を継続して提供するため、当面は、地方公営企業法の全部適用を維持しつつ、地方独立行政法人など本県病院事業に相応しい経営形態のあり方を検討すること。

2. 歳入の確保

(1) 県税

今後の経済動向、税制改正及び地方財政計画等を総合的に勘案して的確に見積もること。

特に、平成20年度税制改正により創設された地方法人特別税、地方法人特別譲与税の見積もりにあたっては、制度内容に十分留意すること。

また、徴収歩合が全国平均を上回ることをめざし、個人住民税等整理回収チームによる市町支援の強化、不正軽油対策の一層の推進、タイヤロック装置の活用等による効率的な滞納整理など、徴収方法や徴収体制の充実・強化を図ること。

(2) 地方交付税、地方譲与税、県債等

地方財政計画、地方債計画等を十分踏まえ、的確に見積もること。

特に、地方交付税については、地方財政収支の8月仮試算において、前年度比△3.9%の減額となっていることを踏まえ、見直しの動向を的確に把握し対処すること。

地方債については、実質公債費比率、将来負担比率の削減に向け、発行の必要性を吟味するとともに、後年度の財政負担が少ない交付税措置のある有利な起債の事業充実に努めること。

また、起債の発行にあたっては、発行年限の多様化、投資家の需要に対応した弾力的な発行、発行コスト抑制のための競争原理の導入など有利な条件での発行に努めること。さらに、兵庫県県債の市場評価を高めるためのPR活動に努め、金利負担の軽減を図ること。

(3) 国庫支出金

各省庁の予算の動向を見極め、的確に予算に反映させるとともに、新たな国庫補助制度に対しては、漫然と受け入れるのではなく、事業の必要性・緊急性等を総合的に検討し、厳正に選択すること。

また、国庫補助制度が廃止・縮小された場合には、安易に県単独事業へ振替えるのではなく、制度そのもののあり方、事業の必要性等を検証すること。

さらに、地方に超過負担が生じている場合や、制度の見直し・改善が必要な場合には、適時適切に、国に対し要請を行っていくこと。

(4) 使用料・手数料

県民の利便性の向上と利用の促進、施設の有効活用を図る点から、料金体系の見直しを図るとともに、県民負担の公平性の確保や、他の類似施設との均衡、国の動向等も勘案して、その適正化に努めること。

特に、特定の者に受益が発生しているにも関わらず使用料・手数料が設定されていない場合は、その設定について検討すること。

(5) 財産収入等

保有している低・未利用の財産及び施設の統廃合によって生じる遊休資産等について、県の公用・公共用としての利用の可能性が低いものは民間への売却を積極的に推進していくこと。

また、施設の維持運営のための財源として、施設命名権(ネーミングライツ)の設定や広告掲載など様々な手法を検討するとともに、有形・無形の資産について、広告媒体としての可能性を検討するなど広告料収入による歳入確保に努めること。(ネーミングライツや広告掲載に伴う獲得収入の原則 1/2 は還元することとしている。)

3. 県民局予算

県民局予算については、平成 20 年度に引き続き、「予算措置要求事業」「地域戦略推進費」等により対応すること。

(1) 予算措置要求事業

以下の事業について本庁各部及び財政課に要求すること。

ア. 全県的な課題に対応するための新たな施策、事業

イ. 全県的な課題に対応するために、当該課題に関連する既存事業を廃止、組み替えて実施すべきと考えられる事業

ウ. 本庁の既存事業のうち、実施方法の改善等を行うことにより事業効果が高まると考えられる事業

(2) 地域戦略推進費等(5億5千万円)

地域固有の課題を解決するために県民局が実施する事業については、「地域戦略推進費等」により対応すること。

そのうち、全国的な展開をめざす事業や複数県民局が連携して実施する事業については、「地域政策調整費」により対応すること。

4. 通年予算での編成

通年予算を編成する観点から、原則として年度途中での補正を行わない予定であるので、可能な限り事業を把握して、年間見込額を要求すること。

また、予算執行の実績を的確に把握し、予算との差異の要因等を十分精査するとともに、国制度改正等の動向等も十分注視し、その結果を予算に適切に反映させること。

V 予算編成作業の見直し

平成 20 年 4 月に設置した事務改善等推進本部のもとで、仕事の進め方の見直しや事務改善・経費節約の取組みについて、全庁をあげて推進していることを踏まえ、平成 21 年度当初予算編成作業について、以下の見直しを行う。

1. 「経常的経費枠」の設定

各部局における、主体的な事業の見直しや再編を進めるための経費枠を設定する。

- (1) 一般事業枠の中に、「経常的経費枠」を設定する。
- (2) 経常的経費枠に係る事業については、各部局が主体的に創意工夫、見直し等を行うこととし、財政課は要求内容の確認に止める。

2. 予算節約インセンティブ制度の実施

予算の使い切り意識を是正し、予算執行段階での工夫改善により、経費節約の取組みを進めるため、予算執行の工夫による年度途中の節約額(一般財源ベース)の全額を、翌年度の予算要求枠に加算する。

3. 予算査定プロセス等の簡素化

(1) 財政課長調整の廃止

財政課長査定後に実施していた各部局総務課長と財政課長との課長調整を廃止する。別途、各部局における平成 21 年度当初予算の懸案事項等について、事前協議を行う。

(2) 財政課ヒアリングの効率化

各部局からの要求内容等のヒアリングについては、経理係経由に限定するのではなく、直接、事業所管課からの説明を受けるなど、ヒアリングの重複を避け、効率化を図る。

(3) 予算要求関係書類の削減

提出書類を必要最小限のものに止める。(現行 25 様式中、約 4 割を廃止)

VI 提出期限

1 1 月中旬 (別途通知する日)

(予算編成作業スケジュール)

- | | |
|--|---------------|
| ○予算編成方針通知 | 10月下旬 |
| ○財政課長査定 | 12/5～14、20～24 |
| ○知事協議 | 12/18 |
| 〔・市町関連事業のうち、特に事前協議を必要とする事項〕
〔・その他の懸案事項〕 | |
| ○企画財政局長査定 | 1/8～12 |
| ○知事査定 | 1/19～30 |